



マネージメント・レター No.16

役員の任期

今回のマネージメントレターは平成18年5月施行になった会社法から役員の任期についてお伝えしたいと思います。

役員の任期

商法の時代には株式会社の役員の任期は2年、監査役の任期は3年と定められていました。平成18年5月の会社法施行に伴い株式を公開していない、いわゆる譲渡制限株式会社（株式を譲渡する場合会社の承認を必要とする会社）の取締役及び監査役の任期は、定款変更によって最長10年まで延長することができるようになりました。今年は10年目にあたる役員の任期を迎える会社が多いのではないかと予想されます。

パターン1

平成16年8月 改選	平成18年5月 会社法施行により定款10年に任期変更	平成26年8月 任期満了
---------------	-------------------------------	-----------------

パターン2

平成17年8月 改選	平成18年5月 会社法施行により定款10年に任期変更	平成27年8月 任期満了
---------------	-------------------------------	-----------------

パターン3

平成18年5月以降 改選	平成18年5月 会社法施行後により定款10年に任期変更	順次10年後 任期満了
-----------------	--------------------------------	----------------

注意していただきたいのは会社法施行から10年ではなく、あくまでも任期が始まってからの10年になりますので、今一度会社の謄本を確認してください。なお有限会社法により設立された会社は会社法になって特例有限会社として会社法の整備法の中で旧来の有限会社法が存続していますので役員の任期に制限はありません。

また歴史の長い会社では譲渡制限がついていない会社があり本来であれば2年で変更ですがまれにそのままになっているケースが見受けられます。当所の関与先ではないはずですが万が一そのようなことがありましたら早急に担当者と司法書士の先生と打合せしていただきたいと思ひます。

役員の任期を会社法では、会社の登記事項に変更が生じた場合、2週間以内に変更登記を申請しなければならぬと定められており（会社法915条1項）この法律の規定による登記を怠ったときは100万以下の過料に処する（会社法976条）となっています。2週間を過ぎるとすぐに過料の制裁を受けるわけではありませんが、早い段階で申請した方がよいでしょう。